

なぜこども・若者の意見を聴く必要があるのか

- ▶ 令和5年4月に施行されたこども基本法第3条において、「全てのこども・若者について、その年齢及び発達の程度に応じた意見表明権や社会的活動に参画する機会を確保するとともに、こども・若者の意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮すること」が基本理念として謳われている。
- ▶ 同法第11条では、「こども施策を策定、実施、評価するとき、こども・若者、子育て当事者等の意見を反映するために必要な措置を講ずること」が、地方公共団体に義務付けられている。
- ▶ 計画の基本理念である「こども・若者が希望を持ってすこやかに育ち、未来へつながるまち 姫路」を実現するためには、こども・若者、子育て当事者等を支援の対象として捉えるだけでなく、ともに社会をつくるパートナーとして、その意見を聴き、施策に反映させることが重要である。

※こども施策

- ・ こどもの健やかな成長に対する支援や、結婚・妊娠・出産・子育てに対する支援を主な目的とする施策に加え、教育施策や雇用施策、医療施策など幅広い施策が含まれる。
- ・ こども・若者が暮らすまちの未来、通学・通勤に用いる道路、公園、児童館、青少年センター等の居場所、住宅など、こども・若者の今と将来の生活に影響を与える施策は、すべてこども施策と位置付けられる。

意見聴取の意義

- ▶ こども・若者、子育て当事者等の状況やニーズをよりの確に踏まえることができ、施策の実効性が高まる。
- ▶ とりわけこども・若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。

意見聴取の方法

継続的な方法	◆ 審議会・懇談会等の委員等へのこども・若者の登用 ◆ こども・若者を構成員とする常設の会議体の設置 ◆ こども・若者にモニター登録してもらい、様々なテーマで対話やアンケートを実施
メリット	デメリット
▶ こども・若者と関係性を作りながら対話を重ねることができる ▶ 意見を聴く対象を継続的に確保できる	▶ 参加のハードルが高い ▶ 関与するこども・若者が限定的になる
不定期・スポット的な方法	◆ こども・若者が参加しやすいよう工夫したパブリック・コメントの実施 ◆ ワークショップの開催、イベントの実施 ◆ アンケートの実施
メリット	デメリット
▶ 気軽に参加してもらいやすい ▶ 多様な、幅広い声を聴くことができる	▶ 時間が限られ、こども・若者の理解を深めることが難しい ▶ 意見を聴く対象を都度確保する必要がある

意見聴取の手法

対面、手紙、電話、インターネットのアンケート、オンライン会議、インターネット上の掲示板、SNS のチャットなど

意見聴取における留意点

▶ 適切な手法の選択

※個々の施策の目的や内容、意見を聴くこども・若者の状況や特性によって、最適な手法は様々

▶ 声を聴かれにくいこども・若者を考慮することが必要

※不登校のこども、経済的に困難な家庭のこども・若者、ヤングケアラー、
アクセスの難しい地域に住むこども・若者、障害児・医療的ケア児、外国人のこども・若者 等

▶ 意見を聴いた後の対応が重要（施策への反映の検討、意見を寄せた人へのフィードバック 等）